

定額給付金・子育て応援特別手当

お早めに申請を

口座振込は4月24日から

定額給付金と子育て応援特別手当の申請書を、3月27日から郵送し始めました。お手元に届きましたでしょうか。万一、届いていないご家庭がありましたら、至急お問い合わせください。

現在、郵送による申請を受け付けていますので、同封の記載要領を参考に申請書に記入し、市役所へ返送してください。申請は郵送が原則ですが、市役所が各振興事務所へ直接お持ちいただいても構いません。なお、給付金などの振り込みは、4月24日から順次行います。

お問い合わせ 定額給付金等対策推進本部（内線551・555）

コピーは振興事務所でも

申請書の裏面には、通帳がキャッシュカードのコピーを張り付けていただくようお願いしています。通帳は表紙を開いて、金融機関名や口座番号、カナ表記の口座名義人が記載されている部分です。

これは、記入していただいた口座番号や名義が一字でも間違っていると、同時に振り込み手続きをするほ

かの人の分も含めて、振り込み作業全体がやり直しになり、口座への入金が遅れてしまうためです。ご面倒ですが、よろしく願います。

また世帯主以外の代理の方が申請し、代理の方の口座に振り込みを希望される場合は、通帳などのコピーのほか、本人確認書類のコピーをお願いしています。顔写真の付いたもの（運転免許証やパスポートなど）なら1点、写真のないもの（健康保

窓口受付は4月6日から

申請書は、同封の返信用封筒（切手不要）により、郵便で返送していただくことを願っています。

しかし、通帳のコピーをしに来たついでに窓口で申請したり、申請書の書き方が分からなかったりするため、窓口での申請も受け付けます。4月6日（月）から、市役所東側の会議棟と各振興事務所が会場となります。

申請書の書き方の相談なども受け付けますので、お気軽にお越しください。ただし、申請したその場で給付金などをお渡しすることはできま

せん。

振込は申請後4週間ほど

定額給付金や子育て応援特別手当は、申請書に記入された金融機関の口座に振り込みます。

実際に口座に入金されるのは、申請書を提出していただいてから4週間ほど後になります。これは、短期間に振り込み業務が集中することと、口座番号や名義などの確認作業が必要なためです。ご理解ください。

初回は、4月3日ごろまでに届いた申請分をまとめて、4月24日ごろ振り込む予定です。以後、1週間分



なるべく郵送での申請をお願いします



通帳コピーの添付を

通帳の表紙ではカタカナ氏名がありませんので、不十分です。

Diagram showing a '総合預金通帳' (General Savings Passbook) and a '普通預金' (General Savings) page. A red box highlights the '普通預金' page with the text 'このページをコピーしてください' (Please copy this page). A red arrow points to the '通帳を開いて' (Open the passbook) step.

の申請をまとめて、おおむね1週間ごとのサイクルで振り込み作業を繰り返します。

現金給付のための窓口は

金融機関に口座のない方などを対象に、現金で支給する窓口を5月1日（金）から開設します。該当される方は、申請書の「現金による支給を希望」欄にチェックして、返送してください。その後、市から送付する交付決定通知書に書かれた日に、交付決定通知書と認印、運転免許証やパスポートなどの本人確認書類を持ってお越しください。会場は市役所東側の会議棟のみで、各振興事務所では受け付けできません。

現金給付は、申請書を提出していただいたその場で、現金をお渡しできるものではありません。あらかじめ、申請をしていただく必要があります。これは、公金の支出に当たっては事前に意思決定が必要ためです。したがって、現金給付も申請後ある程度の時間を要します。

2月2日以降の転入者は

2月2日以降に、世帯全体で恵那市へ転入された世帯には、前住所地の自治体から給付されます。申請書の届く時期は、自治体によって異なりますので、前住所地の自治体へお尋

「振り込め詐欺」にご注意

申請書の内容に不明な点があった場合、市役所から問い合わせをすることがあります。

しかし、市役所がATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。また市役所が、「定額給付金」などの給付のために、手数料などの振り込みを求め

ることも絶対にありません。もし、不審な電話などがかかってきた場合は、すぐに市役所の窓口か警察署（☎26 0110）までご連絡ください。

申請期限は9月28日まで

定額給付金、子育て応援特別手当も、申請期限は、申請受付開始から6カ月間です。当市の場合、9月28日（月）が申請期限です。期限を過ぎると、給付金などを辞退されたものとみなし、受給資格がなくなります。忘れずお早目に申請をしてください。